

# 電波利用環境委員会 報告(案)

CISPR の審議状況及び会議対処方針につ  
いて

情報通信審議会 情報通信技術分科会  
電波利用環境委員会  
CISPR F 作業班

令和4年9月16日

## 目次

1	検討事項	3
2	委員会及び作業班の構成	3
3	検討経過	3
4	国際無線障害特別委員会（CISPR）について	3
5	CISPR 会議の開催概要等	4
6	総会対処方針	4
7	各小委員会における審議状況と対処方針	5
(1)	A小委員会	5
(2)	B小委員会	5
(3)	D小委員会	5
(4)	F小委員会	5
(5)	H小委員会	7
(6)	I小委員会	7
8	検討結果	7

### 別添

1	基本的な対処方針	8
2	総会対処方針	8
3	各小委員会における対処方針	8
(1)	A小委員会	8
(2)	B小委員会	8
(3)	F小委員会	8
(4)	H小委員会	8
(5)	I小委員会	8

(参考資料) CISPR 規格の制定手順

(別表 1) 電波利用環境委員会 構成員

(別表 2) CISPR A 作業班 構成員

(別表 3) CISPR B 作業班 構成員

(別表 4) CISPR F 作業班 構成員

(別表 5) CISPR H 作業班 構成員

(別表 6) CISPR I 作業班 構成員

別添 諮問第 3 号「国際無線障害特別委員会（CISPR）の諸規格について」（昭和 63 年 9 月 26 日諮問）のうち「CISPR 会議 対処方針」（案）

## 1 検討事項

電波利用環境委員会（以下「委員会」という。）は、電気通信技術審議会諮問第3号「国際無線障害特別委員会（CISPR）の諸規格について」（昭和63年9月26日諮問）のうち「CISPR サンフランシスコ会議 対処方針」について検討を行った。

## 2 委員会及び作業班の構成

委員会及びCISPR各作業班の構成は別表1～7のとおりである。

## 3 検討経過

- (1) 第17回 CISPR A作業班（令和4年9月12日）
- (2) 第21回 CISPR B作業班（令和4年8月29日）
- (3) 第6回 CISPR D作業班（令和4年9月6日）
- (4) 第22回 CISPR F作業班（令和4年9月16日）
- (5) 第13回 CISPR H作業班（令和4年9月1日）
- (6) 第13回 CISPR I作業班（令和4年9月12日）

## 4 国際無線障害特別委員会（CISPR）について

### (1) 国際無線障害特別委員会（CISPR）について

CISPRは、無線障害の原因となる各種機器からの不要電波（妨害波）に関し、その許容値と測定法を国際的に合意することによって国際貿易を促進することを目的として昭和9年に設立された組織であり、現在IEC（国際電気標準会議）の特別委員会である。電波監理機関、大学・研究機関、産業界、試験機関、放送・通信事業者等からなる各国代表のほか、無線妨害の抑制に関心を持つ国際機関も構成員となっている。現在、構成国は41カ国（うち18カ国はオブザーバ（注））である。

CISPRにおいて策定された各規格は、以下のとおり国内規制に反映される。

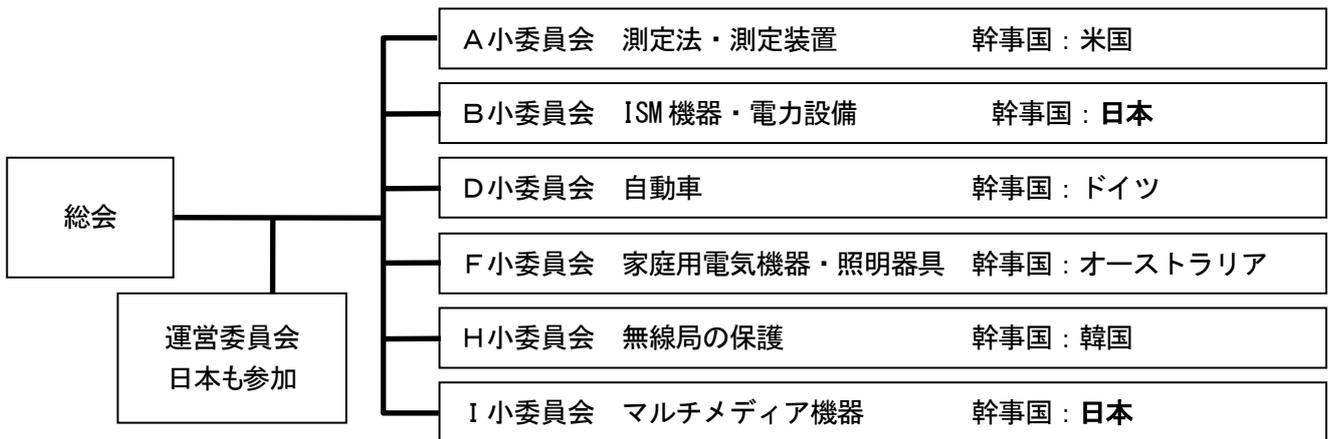
機器の種類	規制法令等
高周波利用設備	電波法（型式制度・個別許可）【総務省】
家電・照明機器	電気用品安全法（法定検査・自主確認）【経済産業省】
医療機器	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（承認・認証）【厚生労働省】
マルチメディア機器	VCCI技術基準（自主規制）【VCCI協会】

（注）オーストラリア、ベルギー、カナダ、中国、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、日本、韓国、オランダ、ノルウェー、ルーマニア、ロシア、南アフリカ、スウェーデン、スイス、タイ、英国、米国（オーストリア、ベラルーシ、ブラジル、ブルガリア、ギリシャ、ハンガリー、インド、イスラエル、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ポーランド、ポルトガル、セルビア、シンガポール、スロバキア、スペイン、ウクライナの18カ国はオブザーバ）

### (2) 組織

CISPRは、年1回開催される全体総会とその下に設置される6つの小委員会より構成される。さらに、全体総会の下には運営委員会が、各小委員会の下には作業班（WG）及びアドホックグループ（AHG）等が設置されている。

B小委員会及びI小委員会の幹事国は我が国が務めており、また、運営委員会のメンバに我が国の専門家も加わるなど、CISPR 運営において我が国は主要な役割を担っている。



ア B小委員会及びI小委員会の幹事

小委員会名	幹事及び幹事補	
B小委員会	幹事 (Secretary)	徳田 寛和 (富士電機(株))
	幹事補 (Assistant Secretary)	尾崎 覚 (富士電機(株))
I小委員会	幹事 (Secretary)	堀 和行 (ソニー(株))
	技術幹事(Technical Secretary)	雨宮 不二雄 (一財)VCCI 協会)

イ 運営委員会への参加

委員会名	エキスパート
運営委員会	雨宮不二雄((一財)VCCI 協会)
	久保田文人((一財)テレコムエンジニアリングセンター)

5 CISPR 会議の開催概要等

(1) 開催概要

本年度のCISPR 全体総会は、令和4年10月27日から11月4日までの間、サンフランシスコ(米国)開催される予定である。(D小委員会についてはオースティン(米国)において、令和4年10月24日から10月27日までの間で開催)

我が国からは、総務省、各研究機関、各大学、各試験機関及び各工業会等からx x名が参加する予定である。

(2) 基本的な対処方針

本年度の審議に際しては、無線通信に対する各電気製品の妨害波の影響を総合的に勘案し、また我が国の利益と国際協調を考慮して、大局的に対処することとする。また、主な事項については、基本的に次項6及び7に示す対処方針に従うこととするが、審議の状況に応じて、代表団長の指示に従い適宜対処する。

6 総会対処方針

## 7 各小委員会における審議状況と対処方針

- (1) A小委員会
- (2) B小委員会
- (3) D小委員会

- (4) F小委員会

(家庭用電気機器・照明機器等の妨害波に関する規格を策定)

F小委員会では、家庭用電気機器、電動工具及び類似の電気機器からの妨害波（エミッション）及び妨害耐性（イミュニティ）並びに照明機器の妨害波に関する許容値及び測定法の国際規格の制定・改定を行っている。F小委員会には、第1作業班（WG1）及び第2作業班（WG2）の2つの作業班が設置されており、WG1は、CISPR 14「電磁両立性—家庭用電気機器、電動工具及び類似機器に対する要求事項」（CISPR 14-1（エミッション）及びCISPR 14-2（イミュニティ））を、WG2は、CISPR 15「電気照明及び類似機器の無線妨害波特性の許容値及び測定法」（エミッションのみ）を担当している。

F小委員会（家庭用電気機器・照明機器等の妨害波に関する規格を策定）



現在の主な議題は、CISPR 14-1「電磁両立性—家庭用電気機器、電動工具及び類似機器に対する要求事項—第1部エミッション」の改定、CISPR 14-2「電磁両立性—家庭用電気機器、電動工具及び類似機器に対する要求事項—第2部イミュニティ」の改定及びCISPR 15「電気照明及び類似機器の無線妨害波特性の許容値及び測定法」の改定である。それぞれの審議状況及び対処方針は以下のとおり。

### ア CISPR 14-1「電磁両立性—家庭用電気機器、電動工具及び類似機器に対する要求事項—第1部エミッション」の改定

#### (ア) 審議状況

2020年9月にCISPR14-1第7版が発行された後、コロナ禍の影響もあり、審議が停止していた。2021年12月からWG1において審議が再開され、2022年2月までに4度のリモート会議を開催し、修正1として審議したい議題を収集し、修正1のCDへの掲載の可否を検討し、決定した。

#### A WG1で第7版修正1のCDへの掲載が決定された多数の議題への対応

現在CIS/F/825/Qで確認中の議題は非常に多岐に亘っている。サンフランシスコ会議においてCIS/F/825/Qへの各国回答を反映したCD案を検討する予定である。

#### B 統計的評価の付則の削除

我が国はCIS/F/819/Qに対して、この付則を規格に残しておくことに賛成投票しているが、CIS/F/820/RQにおいて各国投票結果では反対投票が多数を占めた。

#### C 電子レンジのCISPR11からCISPR14-1への移管

移管の可否は CIS/B/WG1 において検討することが予定されている。

(イ) 対処方針

- A WG1 で第 7 版修正 1 の CD への掲載が決定された多数の議題への対応  
多数の議題に対し、それぞれ内容を確認し、必要に応じて対処する。
- B 統計的評価の付則の削除
- C この付則を規格に残すのか削除するのか、今後の審議動向を注視し、削除することが決定された場合は、統計的手法に関する文書の利用可能な方法を検討する。電子レンジの CISPR11 から CISPR14-1 への移管  
CIS/B での審議結果を確認する。移管に対しては静観するが、移管することが決定された場合、電子レンジとして移管される製品の範囲を確認し、必要に応じて対処する。

イ CISPR 14-2「電磁両立性—家庭用電気機器、電動工具及び類似機器に対する要求事項—第 2 部イミュニティ」の改定

(ア) 審議状況

2020 年 9 月に CISPR14-2 第 3 版が発行された後、コロナ禍の影響もあり、審議が停止していた。2021 年 12 月から WG1 において審議が再開され、2022 年 2 月までに 4 度のリモート会議を開催し、修正 1 として審議したい議題を収集し、修正 1 の CD への掲載の可否を検討し、決定した。

- A WG1 で第 7 版修正 1 の CD への掲載が決定された多数の議題への対応  
現在 CIS/F/826/Q で確認中の議題は非常に多岐に亘っている。サンフランシスコ会議において CIS/F/826/Q への各国回答を反映した CD 案を検討する予定である。

(イ) 対処方針

- A WG1 で第 7 版修正 1 の CD への掲載が決定された多数の議題への対応  
多数の議題に対し、それぞれ内容を確認し、必要に応じて対処する。

ウ CISPR 15「電気照明及び類似機器の無線妨害波特性の許容値及び測定法」の改定

(ア) 審議状況

2021 年 3 月に CISPR15 第 9 版修正 1 の CD 文書である CIS/F/801/CD が発行されたが、その後の 3 度のリモート会議での検討を経て、2ndCD となる CIS/F/821/CD が 2022 年 6 月に発行された。

- A 電圧プローブ測定の削除  
第 9 版では、ELV ランプの電源ポートを除くローカルワイヤードポートの測定は、電圧プローブと電流プローブの 2 つの測定方法が適用可能で、どちらを選択するかは製造者が決定することが規定されている。この 2 つの測定方法のうち、電圧プローブによる測定方法を削除することが提案されている。
- B 放射妨害波測定の 1～6 GHz までの拡張  
6 GHz までの周波数拡張提案。CISPR14-1 第 7 版と同様に、製品が使用するクロック周波数に応じて、最大 6 GHz までの測定要求を導入する。
- C 電球型ランプの伝導妨害波測定で使用する円錐型金属ハウジングのセットアップ変更  
第 9 版では、伝導妨害波測定時に円錐型金属ハウジングを下向きに設置することが規定された。中間会議において、円錐型金属ハウジングの向きによって伝導妨害波の測定結果に表れる共振周波数が異なることが報告された。
- D 意図的送信についての説明追加  
CISPR15 での意図的送信についての取扱いは、「この規格のエミッション要求事項は、

ITU に定義されているような無線送信機からの意図的送信にも、これら意図的送信に関連するスプリアスエミッションにも適用するように意図されていない。」と規定されているが、ITU に定義されていない、国の規制により制限されているものはこれに該当しないと解釈されることがある。

E CISPR15 における電流プローブ試験法の改善

CISPR/F/823/DC において、ディファレンシャルモード電流が極端に大きく流れているローカルワイヤードポートでの電流プローブによる測定では、測定結果のバラツキが非常に大きくなり得ることが指摘され、その改善方法が提案された。

F 統計的評価の付則の削除

我が国は CIS/F/819/Q に対して、この付則を規格に残しておくことに賛成投票しているが、CIS/F/820/RQ において各国投票結果では反対投票が多数を占めた。

(4) 対処方針

A 電圧プローブ測定の削除

電圧プローブによる測定は、測定の不確かさが非常に大きくなることが問題視されていたため、電圧プローブ測定方法を削除することに賛成の立場で対処する。

B 放射妨害波測定の 1～6 GHz までの拡張

賛成の立場で報告を聞き、必要に応じて対処する。

C 電球型ランプの伝導妨害波測定で使用する円錐型金属ハウジングのセットアップ変更

より共振の影響が小さくなるよう、円錐型金属ハウジングを上向きにすることが提案された。共振の影響が小さくなることは、測定の再現性が向上することが期待できるため、賛成の立場で対処する。

D 意図的送信についての説明追加

意図的送信についての取扱いについて誤解なく解釈できるように、規定の文言の修正を提案する。

E CISPR15 における電流プローブ試験法の改善

提案された改善方法では、本来製品が使用することのないツイストケーブルを測定に使用することが規定されている。しかしながら、本来使用することのないケーブルに取り換えてしまうと、本来製品から発生し得る妨害波レベルを評価できなくなる恐れがあるため、日本で検証した、ケーブルを取り換えることなく実施できる改善方法を提案する。

F 統計的評価の付則の削除

この付則を規格に残すのか削除するのか、今後の審議動向を注視し、削除することが決定された場合は、統計的手法に関する文書の利用可能な方法を検討する。。

(5) H小委員会

(6) I小委員会

8 検討結果

電気通信技術審議会諮問第 3 号「国際無線障害特別委員会 (CISPR) の諸規格について」のうち「CISPR 会議 対処方針」について、別添のとおり答申 (案) を取りまとめた。

# 別添

## 諮問第3号

「国際無線障害特別委員会（CISPR）の諸規格について」（昭和63年9月26日諮問）のうち「CISPR会議 対処方針」（案）

### 1 基本的な対処方針

無線通信に対する各電気製品の妨害波の影響を総合的に勘案し、また我が国の利益と国際協調を考慮して、大局的に対処することとする。また、主な事項については、基本的に次項2から3に示す対処方針に従うこととするが、審議の状況に応じて、代表団長の指示に従い適宜対処する。

### 2 総会対処方針

<6における対処方針の結論部分のみ記載>

### 3 各小委員会における対処方針

#### (1) A小委員会

<7における対処方針部分のみ記載>

#### (2) B小委員会

<7における対処方針部分のみ記載>

#### (3) F小委員会

<7における対処方針部分のみ記載>

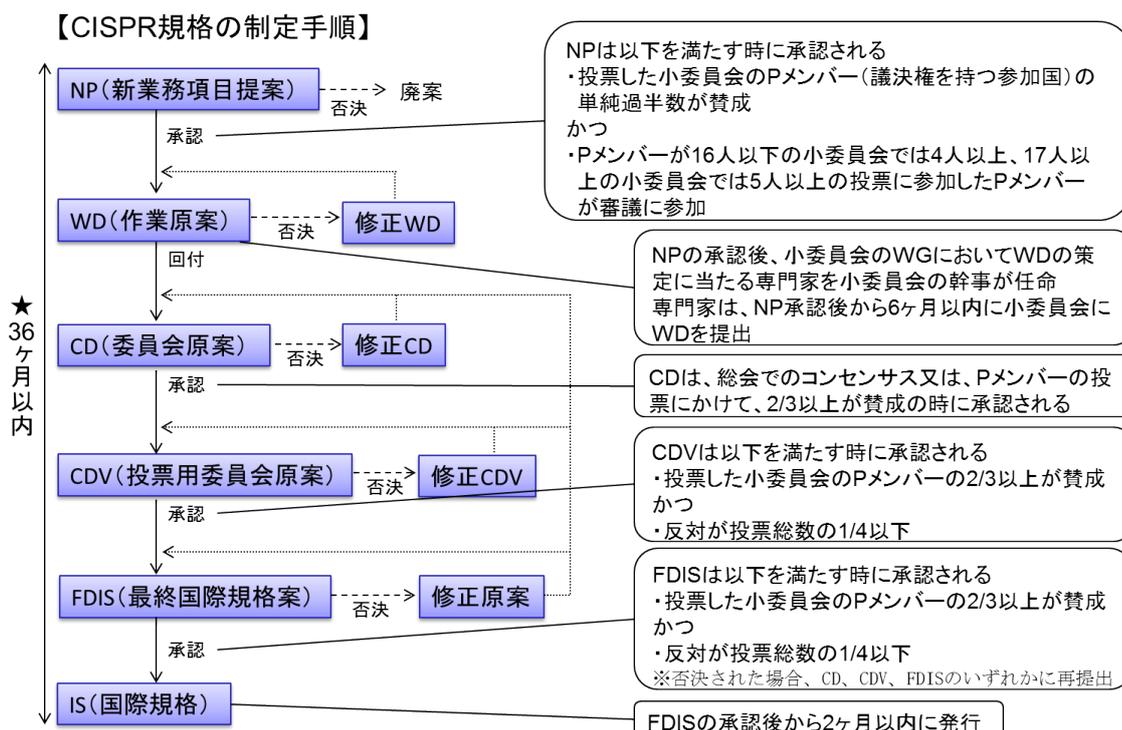
#### (4) H小委員会

<7における対処方針部分のみ記載>

#### (5) I小委員会

<7における対処方針部分のみ記載>

### CISPR 規格の制定手順



- NP : 新業務項目提案 (New Work Item Proposal)
- WD : 作業原案 (Working Draft)
- DC : コメント用審議文書 (Document for Comments)
- CD : 委員会原案 (Committee Draft)
- CDV : 投票用委員会原案 (Committee Draft for Vote)
- FDIS : 最終国際規格案 (Final Draft International Standard)
- IS : 国際規格 (International Standard)
- ISH : 解釈票 (Interpretation Sheet)
- DTR : 技術報告書案 (Draft Technical Report)
- TR : 技術報告書 (Technical Report)
- PAS : 公開仕様書 (Publicly Available Specification)
- AC : 事務連絡文書 (Administrative Circular)
- Q : 質問票 (Questionnaire)